

中山間地域等直接支払制度

事業概要

農業生産が不利地域である中山間地域において、農業生産活動の継続のため5年以上の活動期間を条件に集落等の単位で協定を締結し、農地面積や傾斜等により交付金を交付する制度。

活動内容等

【条件】

- ①農振農用地であること
- ②地域振興立法で指定された地域であること
- ③基準以上の傾斜がある農用地であること

【主な取り組み活動】

- ①農業生産活動(農地の草刈り・耕作放棄地の防止等)
- ②多面的機能を増進する活動(景観作物の作付等)



実施主体

集落協定(農業者)

交付金額(10aあたり)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円
	緩傾斜(1/100)	8,000円
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円
	緩傾斜(8°以上)	3,500円

活動内容によっては、交付単価が8割になる場合や、加算措置に取り組むことで、交付金額が加算される場合があります。